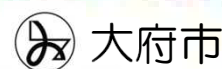


令和2年
4月開始



多胎児家庭の 子育てを応援します

多胎児（双子・三つ子など）を養育する方が抱える心身の不調や育児不安等の負担を軽減し、安心して子育てをすることができるよう、以下の支援を行っています。



●内容は？

サービス	内容
育児サポーターの派遣	市へ登録している事業者へ依頼することで、育児サポーター※の派遣により一時預かりや家事援助等のサービスを受けることができます。詳しくは「育児サポーターの派遣について」をご覧ください。
公立保育園での一時預かり	通常よりも多い日数で公立保育園での一時預かりを利用することができます。詳しくは「公立保育園での一時預かりについて」をご覧ください。
タクシー料金助成券の配布	タクシーを利用して移動する際に利用できるタクシー料金助成券を配布します。詳しくは「タクシー料金助成券の配布について」をご覧ください。

※ 子どもの預かりや家事援助等により多胎児を養育する家庭の負担を軽減することを目的とする派遣員

●対象は？

市内在住の満3歳に達する月の末日を迎えるまでの多胎児※₁を養育する保護者※₂

（ただし、同居する方が多胎児の支援をすることができる場合を除きます。）

※₁ 公立保育園での一時預かりは対象の多胎児が満1歳以上の場合に限りです。

※₂ タクシー料金助成券の配布は多胎児を妊娠している方も対象となります。

●費用は？

全てのサービスを無料で利用できます。



お問合せ先

大府市 子ども未来課 子ども支援係
TEL 0562-45-6229（直通）

育児サポーターの派遣について

●内容は？

以下の支援を受けることができます。

支援の種類	利用できる時間	内容
自宅での一時預かり	1日当たり 4時間以内 かつ 1月当たり 16時間以内	自宅における ・保護者が調理・家事をしている間の子どもの見守り ・保護者が一時的な休息をしている間の子どもの見守り ・保護者が授乳、沐浴をしている間の介助
家事援助		利用者の居宅における調理、掃除等家事全般の代行 (大掃除、庭木の手入、屋外清掃等多胎児の育児に関連しない又は日常的でない家事は含まれません。)
外出中の支援		保護者が買い物等の外出をする間の移動時の介助及び移動中の子どもの見守り

●申請方法は？

出生届や転入届の提出時に、市役所子ども未来課の窓口で「多胎児家庭支援事業利用申請書」を提出する

「多胎児家庭支援事業利用決定通知書」と「多胎児家庭支援利用管理票」を受取る
(子ども未来課より郵送します)

●利用方法は？

登録事業者の中から派遣を依頼する事業者を選ぶ

選んだ事業者へ電話で派遣依頼をする
(氏名、住所等に加え、希望の日時、サービスの種類等を伝える)

「多胎児家庭支援事業利用決定通知書」
「多胎児家庭支援利用管理票」を育児サポーターへ提示する

サービスを受ける

●登録事業者は？

別紙「育児サポーター派遣登録事業者について」をご覧ください。

●利用時の注意点について

- 一度に依頼できる育児サポーターの派遣人数には以下のとおり上限があります。
＜自宅での一時預かり、外出中の支援＞
現に養育している多胎児（3歳到達月末まで）の数から1を引いた人数
(例：双子の場合は上限1人、三つ子の場合は上限2人)
＜家事援助＞
1人
- 上記のサービス以外の依頼はできません（育児サポーターの運転で外出する等）。

公立保育園での一時預かりについて



●内容は？

以下を利用することができます。

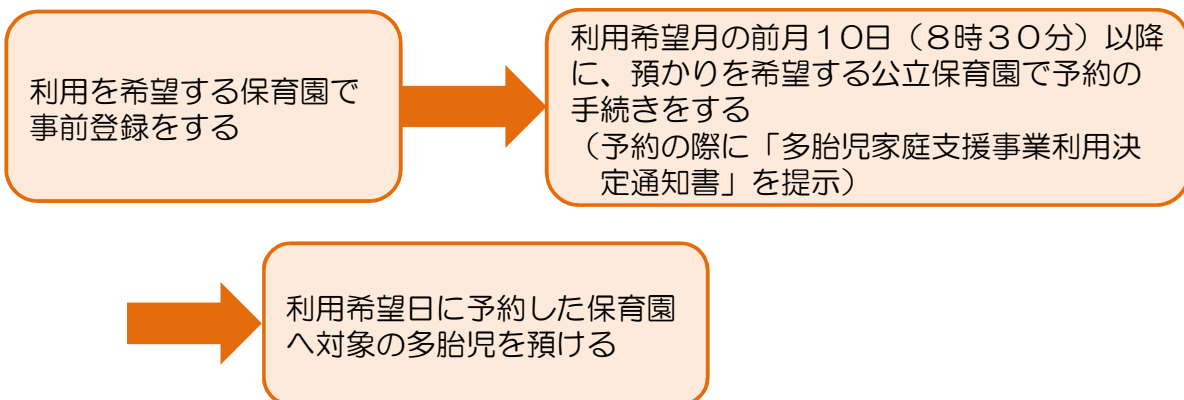
支援の種類	利用できる日数・時間		内容
	日数	時間	
公立保育園での一時預かり	1月当たり2日以内※	午前9時から午後3時30分まで	公立保育園のうち、一時預かりを実施する園へ多胎児を預けることができます。

※通常の一時預かり（非定型、緊急、私的サービス）とは別に上記の日数を利用することができます。

●申請方法は？

「育児サポーターの派遣について」の「申請方法は？」に記載している申請を行うことで、公立保育園での一時預かりについても利用することができます。

●利用方法は？



●利用時の注意点について

- 空き状況等の問合せ等、預かりを希望する保育園へ連絡される際は、多胎児家庭である旨をお申し添えください。
- 利用の予約は先着順となります。予約の状況により希望日に利用できない場合がありますので、ご了承ください。
- 上記の日数（1月当たり2日以内）において、食事代は無料です。
- 公立保育園のうち一時預かりを実施している園は、市公式ウェブサイトをご確認ください。



タクシー料金助成券の配布について



●内容は？

多胎児を妊娠されている方・養育されている方に対し、各期間でチケットを配布します。

対象期間	利用できる枚数	内容
多胎児を妊娠している期間	最大10枚※	市に登録しているタクシー事業者のタクシーを利用する際に、1枚1,000円のタクシーチケットとして利用可能
多胎児を養育している期間	最大36枚※	

※各期間の途中に大府市の住民となった場合など、状況に応じて配布枚数が変わります。

●申請方法は？

<多胎児を妊娠された方>

保健センターで妊娠届を提出する際に、併せて「多胎児家庭支援事業利用申請書」を提出する

「多胎児家庭支援事業利用決定通知書」と「大府市多胎児家庭タクシー料金助成券」を受け取る（子ども未来課より郵送します）

<多胎児を出産された方>

出生届や転入届の提出時に、市役所子ども未来課の窓口で「多胎児家庭支援事業利用申請書」を提出する

「多胎児家庭支援事業利用決定通知書」と「大府市多胎児家庭タクシー料金助成券」を受け取る（子ども未来課より郵送します）

●利用方法は？

市へ登録しているタクシー会社へ電話連絡して配車を依頼

乗車時、多胎児の母子健康手帳を添えて「大府市多胎児家庭タクシー料金助成券」を乗務員に提出

●登録タクシー会社は？

別紙「大府市多胎児家庭タクシー料金助成 利用可能タクシー会社一覧」をご覧ください。

●利用時の注意点について

- 乗車時に乗務員の方へ多胎児の母子健康手帳を必ず提示してください。
- 大府市へ登録しているタクシー会社のタクシーのみ利用可能です。
- 1,000円未満の料金の支払時に助成券を利用した場合、おつりは出ませんのでご注意ください。
- 1人の大人に対して2人以上の子どもが同時に乗車すると危険な場合があります。複数の大人と一緒に乗車する等、安全に配慮した上でタクシーをご利用ください。（乗車時に育児サポーターによる外出中の支援を利用することができます。）

